

**函館市民生委員・児童委員候補者
函館市主任児童委員候補者
選任マニュアル**

令和7年5月

函館市民生委員推薦会

目 次

○ はじめに	P 1
○ 民生委員・児童委員について	P 2
○ 民生委員・児童委員および主任児童委員の概要	P 3
○ 民生委員および主任児童委員推薦準備会の概要	P 4
○ 民生委員・児童委員の委嘱までの流れ	P 5
○ 推薦準備会における候補者の選任の流れ	P 6
○ 候補者について	P 7～P 8
○ 推薦準備会の留意事項	P 9～P 10
○ 函館市民生委員・児童委員選任要領	P 11～P 16
○ 函館市主任児童委員選任要領	P 17～P 19
○ 様式 1～3 記載例	P 21～P 24
○ 様式 1～3	P 25～P 30

はじめに

現在、委嘱されている民生委員・児童委員，主任児童委員は，本年１１月３０日をもって３年の任期が満了となり，全国一斉に改選が行われます。

民生委員・児童委員は，民生委員法に基づき都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱することとなります。（民生委員法および地方自治法に基づき，中核市においては市長が推薦することとなります。）

民生委員・児童委員は，社会奉仕の精神をもって自主的に社会福祉の増進に努めることとされており，その職務は，高齢者や障がい者への支援をはじめ，子育て支援や関係行政機関への協力等，広範囲にわたります。

地域で相互に支え合う意識や連帯感の希薄化が進むほか，インターネット等の普及による生活環境の変化や価値観の多様化による世代間での意識の違いが広がるなど，地域社会を取り巻く環境が大きく変化しているなか，社会的孤立や排除をなくし，誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の実現が求められており，地域生活課題の解決に向けた支援や福祉サービスへのつなぎ役としての民生委員・児童委員の果たす役割がますます重要となっております。

民生委員・児童委員の改選は，このような背景の下に行うものであり，地域にとりましても非常に重要なことでもありますことから，候補者の人選においては，あらゆる角度から検討し，実際に活動を期待できる候補者を，公平かつ慎重に選んでいただきますようお願いいたします。

民生委員・児童委員について

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受けて、社会奉仕の精神をもって地域社会の福祉向上に向けたさまざまな活動を行っています。

1 社会調査

担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。

2 相談

地域住民がかかえる課題について、相手の立場にたち、親身になって相談にのります。

3 情報提供

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。

4 連絡通報

住民が、それぞれの福祉ニーズに応じた福祉サービスを得られるよう関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめます。

5 調整

住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が得られるように支援します。

6 生活支援

住民が求める生活支援活動を自ら行い、また支援体制をつくっていきます。

7 意見具申

活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民児協をとおして関係機関などに意見を提起します。

民生委員・児童委員は、「住民の立場に立った相談・支援者」であり、それぞれの地域において高齢者の相談や見守り、児童虐待の防止・早期発見のほか、在宅サービスの提供等も行っています。

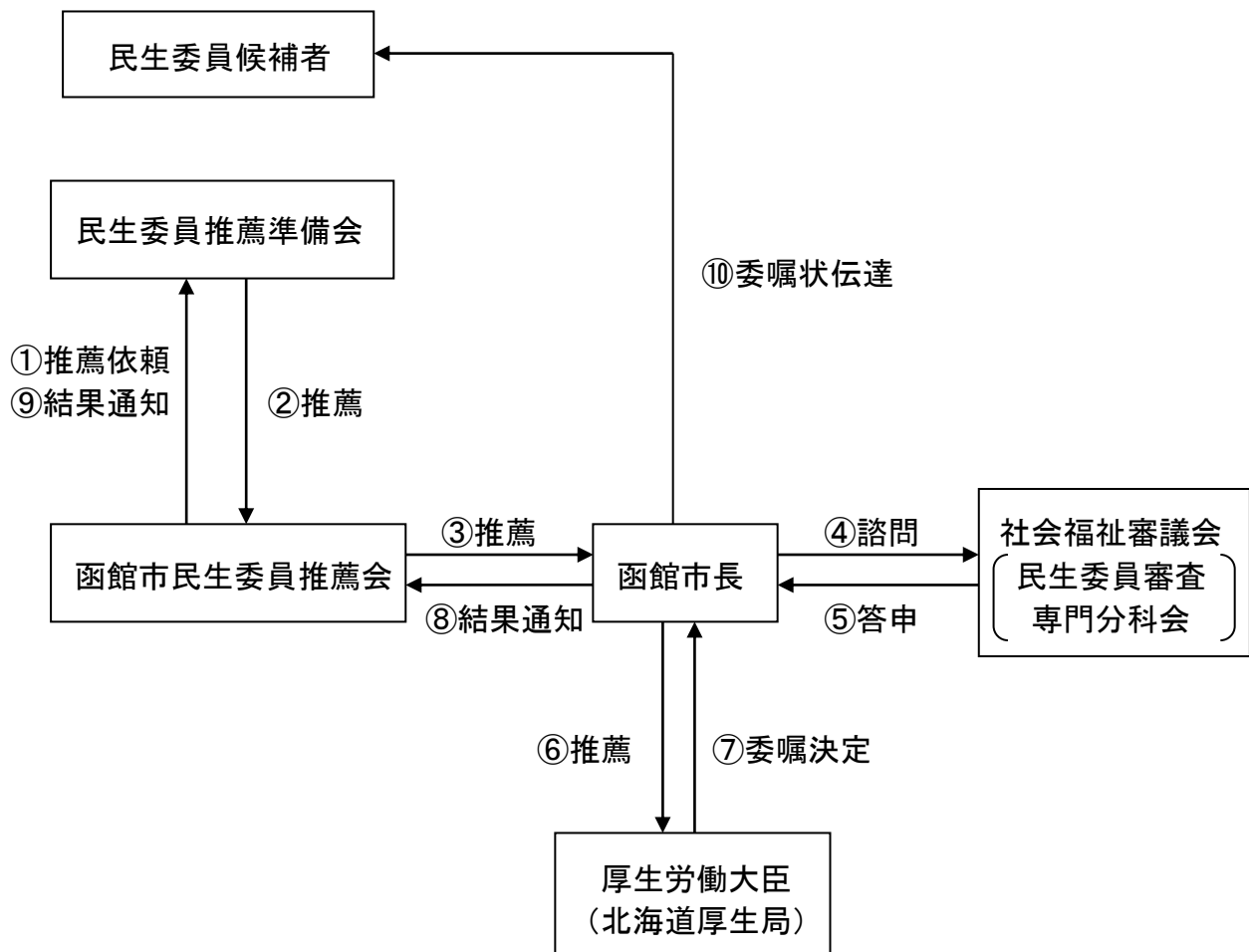
民生委員・児童委員および主任児童委員の概要

区分	民生委員・児童委員	主任児童委員
根拠法令	民生委員法および児童福祉法	
配置基準	中核市・人口１０万人以上の市 １７０～３６０世帯ごとに１人	民生児童委員協議会定数３９人以下　２人 民生児童委員協議会定数４０人以上　３人
定数	６５０人	６０人
任期	３年間	
職務	〈民生委員〉 - 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。 - 援助を必要とする者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。 - 援助を必要とする者が、福祉サービスを適切に利用するために、必要な情報の提供その他の援助を行うこと。 - 社会福祉を目的とする事業を営業者または社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること。 - 社会福祉法に定める福祉に関する事務所、その他の関係行政機関の業務に協力すること。 - 前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと。 〈児童委員〉 - 児童および妊産婦につき、その生活および取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。 - 児童および妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助および指導を行うこと。 - 児童および妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営業者または児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること。 - 児童福祉司または福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。 - 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。 - 前項の職務を行うほか、必要に応じて、児童および妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。	〈主任児童委員〉 - 児童の福祉に関する機関と区域を担当する児童委員との連絡調整を行うこと。 - 区域を担当する児童委員の活動に対する援助および協力を行うこと。

民生委員および主任児童委員推薦準備会の概要

区分	民生委員・児童委員	主任児童委員
設置根拠	民生委員推薦準備会設置要綱	主任児童委員推薦準備会設置要綱
職務	1 任期満了に伴う全国一斉改選時には、推薦会からの求めに応じ、準備会において候補者の推薦を行うこととする。 2 任期内において辞任、死亡または解嘱等の理由によりその職を退き、欠員が生じた場合は、推薦会からの求めに応じ、準備会において候補者の推薦を行うこととする。 3 準備会は、選任した候補者に係る推薦書を推薦会の委員長に提出することとする。	
定数	15人以内	10人以内
委員構成	1 町内会代表 2 町内福祉関係代表 3 町内青少年関係代表 4 町内女性代表 5 町内学識経験者 6 民生委員・児童委員 (各方面民児協の会長または副会長)	1 学校教育関係者 2 児童福祉施設関係者 3 母子福祉関係者 4 地域住民代表 5 民生委員・児童委員
任期	3年	
委員長	1 委員長は委員の互選により定める。 2 委員長は会務を総括する。 3 委員長に事故があるときは、職務代理者がその職務を代理する。	
会議	1 準備会は委員長が招集し、その議事は非公開とする。 2 準備会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。 3 準備会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、委員長が決する。	
設置	124組織	30組織

○民生委員・児童委員の委嘱までの流れ



- ① 推薦会から推薦準備会へ推薦依頼
- ② 推薦準備会から推薦会へ候補者を推薦
- ③ 推薦会を開催し，函館市長へ推薦
- ④ 函館市長から社会福祉審議会へ諮問
- ⑤ 社会福祉審議会委員長から函館市長へ答申（函館市としての推薦者を決定）
- ⑥ 函館市長から厚生労働大臣へ推薦
- ⑦ 厚生労働大臣から委嘱決定の通知
- ⑧ 函館市長から推薦会へ結果を通知
- ⑨ 推薦会から推薦準備会委員長へ結果を通知
- ⑩ 厚生労働大臣および函館市長から委嘱状を伝達

○推薦準備会における候補者の選任の流れ

1 候補者を探す。

準備会推薦依頼者数一覧に基づき、

- ・新任候補者については、新任予定者数の候補者を、各方面の民生児童委員協議会や地域等と協力し、見つける。

この時、できるだけ若い世代の候補者を選任することを検討する。

- ・再任予定者については、改めて再任の意思を確認する。

2 候補者を選任する。

推薦準備会委員を招集、推薦準備会を開催し、候補者を選任する。

3 推薦会へ候補者を推薦する。

推薦準備会委員長から函館市民生委員推薦会委員長宛て書類を提出する。

提出書類

①様式 1 または様式 2 候補者の報告について

（民生委員・児童委員用：様式 1，主任児童委員用：様式 2）

②様式 3 候補者推薦書

提出先・連絡先

〒040-8666
函館市東雲町4番13号
函館市役所 保健福祉部 地域福祉課
民生委員担当者 宛

電話：21-3293

○候補者について

民生委員・児童委員

1 一般要件

- (1) 日本国籍を有しており函館市に3か月以上住民登録をしていること。
- (2) 地域の状況を十分に把握していること。
- (3) 社会福祉への関心が高いこと。
- (4) 時間的に余裕のあること。
- (5) その他
 - ・ 家族の協力と理解が得られていること。
 - ・ 健康であり、活動に支障がないこと。
 - ・ 勤労者の場合、所属長の下承が得られていること。

2 年齢要件

新任：75歳未満（昭和25年12月2日以降の出生者）

再任：原則75歳未満（昭和25年12月2日以降の出生者）

3 その他

- (1) 新任候補者については、若い世代の登用に努めること。
- (2) 推薦準備会の地域内に居住する方の選任を基本とするが、困難な場合は、地域の実情を踏まえた弾力的な運用として、民生児童委員協議会の理解と協力が得られる場合は、同一民生児童委員協議会の担当区域内の居住者であれば、推薦準備会の地域外に居住する方を選任することができる。（この場合、推薦書に適任と認められる理由を記載すること。）
- (3) 再任を予定する民生委員・児童委員が、前回の委嘱後に民生児童委員協議会の担当区域外へ転居していた場合など、特別な事情により民生児童委員協議会

の担当区域外に居住する方を推薦しようとする場合は、事前に市と協議を行うこと。

主任児童委員

1 一般要件

民生委員・児童委員に関する「一般要件」に該当し、かつ、次に掲げる基準に照らして主任児童委員にふさわしい方とする。

- (1) 児童福祉に関する理解と熱意を有し、また、次に例示する方など専門的な知識・経験を有するとともに、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できること。

【例】

- ・ 児童福祉施設等の施設長、児童指導員もしくは保育士等として勤務した方または里親として児童養育の経験がある方
- ・ 学校等の教員の経験を有する方
- ・ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する方
- ・ 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA活動等の活動実績を有する方 など

2 年齢要件

新任：原則５５歳未満（昭和４５年１２月２日以降の出生者）

再任：原則６５歳未満（昭和３５年１２月２日以降の出生者）

3 その他

- ・ 新任候補者については、女性の登用に努めること。
- ・ 新任候補者については、若い世代の登用に努めること。

○推薦準備会の留意事項

1 委員の変更について

町会の会長や役員の改選，学校長の交代等により委員が変更になった場合，随時変更の報告をお願いします。

2 引継ぎについて

委員長が変更になった場合，次の委員長へ推薦準備会について引継ぎを必ず行ってください。

3 任期途中に欠員が生じた場合について

一斉改選時以外でも，民生委員・児童委員（または主任児童委員）が任期内において辞任，死亡等により欠員が生じた場合，欠員補充のため，随時，推薦準備会に対し候補者の推薦をお願いします。

4 年齢要件の「原則」の考え方について

各方面の民生児童委員協議会や地域等と協力するも，候補者の選任が困難な場合は，地域の実情を踏まえた弾力的な運用として，推薦書に理由を記載することにより，年齢要件以上の方（民生委員・児童委員の再任は１期に限り７５歳以上の方，主任児童委員の新任は６５歳未満の方，主任児童委員の再任は１期に限り６５歳以上の方）を推薦できるものであり，安易に年齢要件以上の方を候補者として選任できるものではありません。

5 再任予定者について

再任予定者には，必ず，再任の意思を確認してください。

再任意思のある方は，活動状況が著しく不良である場合を除き，必ず，候補者とし

て推薦してください。なお、再任予定者の民生児童委員協議会定例会への出席状況や民生委員としての活動状況については、予め市で把握した内容を、再任予定者の名簿と併せて配付しています。

6 候補者推薦書について

候補者を推薦する時に候補者推薦書を提出していただきますが、記載例を確認し、記載漏れがないかを確認したうえで提出をお願いします。

7 事務経費負担金について

1つの推薦準備会に対し、10,000円の事務経費負担金をお渡しします。これは、次の一斉改選まで（欠員が生じた場合も含む）に開催される推薦準備会に係る事務経費にお使いください。

なお、主な対象経費は、以下のとおりとなります。

主な対象経費	主な支出
会 場 費	推薦準備会の会場費
消 耗 品 費	事務用品代等
印刷製本費	印刷代，コピー代等
通信運搬費	切手代，郵送代等

函館市民生委員・児童委員選任要領

第1 選任にあたっての基本方針

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めるものとされている。

民生委員・児童委員の選任にあたっては、真に民生委員・児童委員としての職務の遂行が期待できる適任者を選任することとする。

第2 民生委員・児童委員の適格要件

民生委員・児童委員の推薦を受ける者の資格については、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第6条に規定されているところであるが、民生委員・児童委員制度にとって、適任者を得ることが最も重要であるため、法第1条、第2条、第14条、第15条および第16条の趣旨を踏まえ、次に掲げる要件を具備する者を選任することとする。

また、男女比の極端な偏りがないよう留意するとともに、将来にわたって積極的な活動を行えるよう、原則75歳未満の者を選出することとするが、地域の実情を踏まえた弾力的な運用として、選出が困難で事情やむを得ないことを示す理由がある場合、再任の場合は1期に限り75歳以上の者も認めることとする。

なお、一斉改選時において現任の者を再任する場合は、現任者に対し再任の意思確認を行うとともに、これまでの活動実績を十分勘案することとする。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者であること。
- (2) その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者であること。

- (3) 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者であること。
- (4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者であること。
- (5) 児童および妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心を持ち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者であること。

第3 民生委員推薦会

民生委員・児童委員の委嘱手続にあたっては、法第5条に規定されているが、適任者を得るには、推薦の第一段階である函館市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）によるところが大きい。推薦会の委員については法第8条ならびに民生委員法施行令（昭和23年政令第226号。以下「施行令」という。）第1条および第2条の規定を、推薦会の運営については施行令第3条、第4条、第5条、第6条および第7条のほか、それぞれ次の事項も考慮し、推薦会の委員の委嘱および運営を慎重に行うこととする。

- (1) 政治的その他の利害関係で委嘱してはならないこと。
- (2) 新たに委嘱する際は、民生委員・児童委員制度、推薦会の任務および運営方法等について講習会を行う等の方策を講ずること。
- (3) 議会の議員が議員の資格以外の資格で推薦会の委員となることは法第8条第2項の趣旨に反するのでこれを避けること。
- (4) 推薦会の委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
- (5) 推薦会の委員を各分野から委嘱することは、広く各方面より民生委員・児童委員としての適格者を発見し、推薦することを期待する趣旨であり、それぞれの利益代表を求める趣旨ではな

いこと。

(6) 推薦会の委員を民生委員に推薦することは、多くの弊害が予想されるので避けること。ただし、民生委員の資格において推薦会の委員に委嘱された者が民生委員・児童委員に推薦されることは、立法の趣旨よりみて差し支えないこと。

(7) 推薦会の委員が、その職務上の地位を政党または政治的目的のために利用した場合には解嘱されること。

第4 推薦手続

- 1 函館市長は、民生委員・児童委員を推薦するときは、民生委員・児童委員推薦名簿を北海道厚生局長に提出することとする。
- 2 民生委員・児童委員の任期満了に伴う全国一斉改選時には、推薦会からの求めに応じ、民生委員推薦準備会（以下「推薦準備会」という。）を、別に定める民生委員推薦準備会設置要綱に基づき設置し、民生委員・児童委員候補者の推薦を行うこととする。

この場合における推薦準備会の会議は、それぞれの区域において民生委員・児童委員候補者推薦事務日程にあわせて、各区域の事情を考慮のうえ開催し、期日までに民生委員・児童委員候補者の推薦を行うこととする。

民生委員・児童委員が任期内において辞任、死亡または解嘱等の理由によりその職を退き欠員が生じた場合は、推薦会からの求めに応じ、推薦準備会において民生委員・児童委員候補者の推薦を行うこととする。

この場合における推薦準備会の会議は、それぞれの区域において随時、各区域の事情を考慮のうえ開催し、期日までに民生委員・児童委員候補者の推薦を行うこととする。

- 3 推薦準備会は、選任した民生委員・児童委員候補者に係る推薦書を推薦会の委員長に提出することとする。

第5 解嘱手続

- 1 職権解嘱の手続きは法で規定されており，民生委員・児童委員が次の（１）～（３）のいずれかに該当した場合に，本人の意思にかかわらず解嘱されることとする。

（１）職務の遂行に支障があり，またはこれに堪えない場合

主として長期出張，その他居所の変更等により，事実上職務を行うことができない場合，または，主として怪我や疾病等のため，事実上職務を行うことができない場合

「居所の変更」とは，函館市から別の市町村に転出し，函館市議会の議員の選挙権を喪失した場合をいい，事実上職務を行うことができないため原則，解嘱事由となる。

ただし，この場合であっても，推薦会が，市内に居住する者の中から民生委員・児童委員を選出するよう努め，その上でなお選出が困難な場合であって，市が転出する民生委員が活動している地域の民生委員協議会等の意見を聴取した上で，次のアからウまでに掲げる要件をすべて満たし，職務を継続できると認める場合は，この限りではないこと。

その際，地域住民，他の民生委員・児童委員や民生委員協議会への影響が生じないように，エおよびオについて留意すること。

ア 転出後も近隣地域に居住していること。

イ 本人に民生委員・児童委員として活動を継続する意向があること。

ウ 担当区域における活動に支障が生じないこと。

エ 担当民生委員・児童委員が不在時において，特定の者や団体に負担が偏らない持続可能なフォロー体制の構築に努めること。

オ 市は，一定期間経過後に，転出した民生委員・児童委員が，引き続き，転出前市町村の担当区域において行う民生委員・児童委員の活動について必要に応じて検証を行い，その検証を踏まえ，取組の見直しを検討すること。

なお，アの「近隣地域」の範囲については，原則，函館市に

隣接する市町村とするが、地理的に隣接しているか否かをもって一律に判断することなく、道路網や公共交通機関の整備・運行状況、生活圏の形成状況などを勘案し、実際に民生委員・児童委員の職務を支障なく行えるかどうかの観点も踏まえ総合的に判断すること。

(2) 職務を怠り、または職務上の義務に違反した場合

法やその他関係各法令に規定する職務を怠り、または職務上知り得た要保護者のプライバシーなど個人の秘密を近隣者等に漏らし、もしくは民生委員・児童委員としての職務上の地位を政治目的のために利用した場合

(3) 民生委員・児童委員たるにふさわしくない非行のあった場合

人格見識ともに高い民生委員・児童委員の品位および信用を著しく落とすような行為があった場合。例えば賭博、詐欺、その他破廉恥的行為があった場合

なお、上記(1)～(3)のいずれかに該当する場合であっても、本人から辞職の願い出があった場合は、この規定にかかわらず解嘱できることとする。この場合は、辞任届を函館市長に提出することとする。

- 2 法第12条第1項の規定により、地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会（以下「審査専門分科会」という。）が民生委員・児童委員に対して通告する場合には、本人が2週間以内に意見を述べないときは、解嘱の異議がないものと認めて処理する旨を併せて通告させることとする。
- 3 法第12条第2項の規定による民生委員・児童委員の意見は、書面または口頭で行うことができることとする。
- 4 審査専門分科会は、解嘱に同意するかどうかを審査したときは、その結果を函館市長に通知することとする。
- 5 民生委員・児童委員の解嘱の具申を行う場合は、審査専門分科会の同意を要し、同意がない場合は解嘱の具申はできない。この手続は委嘱時に意見を聞くこととは異なるため慎重に行うこととする。

- 6 函館市長は、民生委員・児童委員の解嘱を具申するときおよび民生委員・児童委員が死亡したときは、民生委員・児童委員解嘱具申書（死亡届）を北海道厚生局長に提出することとする。

附 則

この要領は、平成 22 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 3 月 25 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に厚生労働大臣により民生委員・児童委員に委嘱されている者であつて、平成 25 年 12 月 1 日（同日の翌日からこの要領の施行の日の前日までの間において委嘱された者にあつては、当該委嘱された日）において 75 歳以上のものについては、改正後の函館市民生委員・児童委員選任要領第 2 の規定にかかわらず、函館市長および函館市民生委員推薦会は、民生委員法第 5 条の規定による推薦を行わない。

この要領は、令和 7 年 3 月 27 日から施行する。

函館市主任児童委員選任要領

第１ 推薦の基準

主任児童委員に指名されるべき者は、函館市民生委員・児童委員選任要領の「第２ 民生委員・児童委員の適格要件」に該当し、かつ、次に掲げる基準に照らして主任児童委員にふさわしい者とする。

(１) 児童福祉に関する理解と熱意を有し、また、次に例示する者など専門的な知識・経験を有するとともに、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選出することとする。

① 児童福祉施設等の施設長，児童指導員もしくは保育士等として勤務した者または里親として児童養育の経験がある者

② 学校等の教員の経験を有する者

③ 保健師，助産師，看護師，保育士等の資格を有する者

④ 子供会活動，少年スポーツ活動，少年補導活動，PTA活動等の活動実績を有する者

(２) 女性の積極的な登用に努め、民生児童委員協議会における主任児童委員の定数の半数は女性となるよう努めることとする。

(３) 将来にわたって積極的な活動を行えるよう、再任の場合は原則６５歳未満の者、新任の場合は、原則５５歳未満の者を選出することとするが、地域の実情を踏まえた弾力的な運用として、選出が困難で事情やむを得ないことを示す理由がある場合、再任の場合は６５歳以上（１期に限る。）、新任の場合は５５歳以上（６５歳未満に限る。）の者も認めることとする。

なお、一斉改選時において現任の者を再任する場合は、現任者に対し再任の意思確認を行うとともに、これまでの活動実績を十分勘案することとする。

第２ 推薦および指名手続

1 推薦手続

- (1) 主任児童委員の任期満了に伴う全国一斉改選時には、函館市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）からの求めに応じ、主任児童委員推薦準備会（以下「推薦準備会」という。）を、別に定める主任児童委員推薦準備会設置要綱に基づき設置し、主任児童委員候補者の推薦を行うこととする。

この場合における推薦準備会の会議は、主任児童委員候補者推薦事務日程にあわせて、各区域の事情を考慮のうえ開催し、期日までに主任児童委員候補者の推薦を行うこととする。

主任児童委員が任期内において辞任、死亡または解嘱等の理由によりその職を退き欠員が生じた場合は、推薦会からの求めに応じ、推薦準備会において、主任児童委員候補者の推薦を行うこととする。

この場合における推薦準備会の会議は、それぞれの区域において、随時、各区域の事情を考慮のうえ開催し、期日までに主任児童委員候補者の推薦を行うこととする。

- (2) 推薦準備会は、選任した主任児童委員候補者に係る推薦書を民生委員推薦会の委員長に提出することとする。

2 指名手続

主任児童委員の指名は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条の規定による推薦に基づいて行い、同法第6条第2項の規定により函館市長が主任児童委員として民生委員の推薦を行う場合には、民生委員・児童委員推薦名簿の備考欄に主任児童委員と記入するなどの方法により当該民生委員が主任児童委員として指名されるべき者である旨を明示することとする。

3 その他

主任児童委員に欠員が生じたことから区域担当の民生委員・児童委員を主任児童委員に指名する場合または、区域を担当する民生委員・児童委員に欠員が生じ、主任児童委員を区域担当の民生委員・児童委員にする場合には、民生委員・児童委員の解嘱をすることな

く、主任児童委員の指名または指名の解除をすれば足りるものとする。この場合において、函館市長は主任児童委員の指名および指名の解除について、北海道厚生局長に提出することとする。

第3 解嘱手続

解嘱の手続については、函館市民生委員・児童委員選任要領に定めるところによることとする。

附 則

この要領は、平成22年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月15日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年3月25日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に厚生労働大臣により主任児童委員に指名されている者であって、平成25年12月1日（同日の翌日からこの要領の施行の日の前日までの間において指名された者にあつては、当該指名された日）において65歳以上のものについては、改正後の函館市主任児童委員選任要領第1の規定にかかわらず、函館市長および函館市民生委員推薦会は、民生委員法第5条の規定による推薦を行わない。

(様式 1)

函館市民生委員推薦会委員長 様

●● 町民生委員推薦準備会

委員長 ■ ■ ■ ■

このことについて、別紙のとおり報告いたします。

1 民生委員・児童委員候補者推薦者数 ○ 人

2 民生委員推薦準備会開催年月日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

3 民生委員推薦準備会開催場所 ○○○○○○

4 民生委員推薦準備会委員定数 ○ 人

5 民生委員推薦準備会出席委員氏名

氏 名	氏 名	氏 名
■ ■ ■ ■	▽▽▽ ▽▽	××× ××
△△ △△	□□ □□	▲▲ ▲▲▲
◆◆ ◆◆	▼▼▼ ▼	
準備会当日，出席した委員の氏名を記載してください。		

民生委員推薦準備会委員名簿

[委員長の連絡先 (TEL 番号) ○○—○○○○]

委員長の連絡先
を記入

区 分	氏 名	住 所	役職名	備 考
委員長	■■ ■■	函館市●●●町○番○号	●●●町会 会長	
委 員	▽▽▽ ▽▽	函館市●●●町○番○号	○○町会 副会長	職務代理者
同	××× ××	函館市●●●町○番○号	●●●町会 保健福祉部長	
同	△△ △△	函館市●●●町○番○号	●●●町会 青少年育成部	
同	□□ □□	函館市●●●町○番○号	●●●町会 女性部長	
同	▲▲ ▲▲▲	函館市●●●町○番○号	●●●小学校 校 長	
同	◆◆ ◆◆	函館市●●●町○番○号	第○方面 民児協会会長	
同	▼▼▼ ▼	函館市●●●町○番○号	○○町会 保健福祉部長	
同				
同				
同	一斉改選時は準備会委員全員を記載してください。 (欠員補充の場合は記載不要です。)			
同				
同				
同				
同				

※欠員補充の場合は、委員長の連絡先のみ記載

民生委員・児童委員（主任児童委員）候補者推薦書

区 分	民生委員 児童委員		主任児童委員	新任・再 任の区分	新任		再任
(ふりがな)	はこだて たろう			男	生年 月 日	S H 〇〇年 〇〇月 〇〇日 (満 〇〇歳)	
氏 名	函館 太郎			女			
住 所	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 函館市 ●●町 〇丁目 〇〇番〇〇-〇〇〇号					現 住 所 居住期間	S R H 〇〇年 〇月 ～ 現在
担当区域	●●町〇～〇〇, 〇〇番 (第 ◇◇ 方面)			電話 番号	自宅 〇〇-〇〇〇〇 携帯 〇90-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
職 業 (具体的に)	(株) ◇◇建設 (定年後再雇用) ※〇〇デイサービス介護員(パート), □□塾講師(非常勤), △△商事(役員), ◎◎商店(自営業), など具体的に記載					職場長 の了承	あり
家族構成 (同居)	配偶者, 長男, 配偶者の母			前任者 氏 名	※再任の場合は「本人」と記載 東雲 二郎		
社会福祉 への関心	※該当する分野を○で囲んでください。(複数選択可) ・分野: 高齢者福祉・児童福祉 障がい者福祉・福祉全般・その他 (その他の内容: 必ず記入してください。) ・内容: 例) 地域に支援する高齢者が多くいることから高齢者福祉に関心がある。 例) 少子高齢社会の中, 子育て, 高齢者介護など, 福祉全般に関心がある。 例) 児童福祉に関心がある。PTA活動の経験を生かし, 学校や地域と 連携を図りながら, 子ども達を見守っていきたい。						
健康状況	良好・普通			時間余裕	十分・普通		
地 域 活動歴 (町会・自治会 ・PTA等の 役員など)	期 間	事 項					
	平成〇〇年〇〇月〇〇日～ 年 月 日	●●町会役員 〇年～〇年 青少年育成部長 〇年～〇年 総務部長, 〇年～現在 副会長					
	昭和〇〇年〇〇月〇〇日～ 平成〇〇年 〇月 〇日	△△小学校PTA役員 〇年～〇年 広報部会委員 〇年～〇年 副会長, 〇年～〇年 会長 ▲▲中学校PTA役員 〇年～〇年 副会長					
	平成〇〇年〇〇月〇〇日～ 年 月 日	□□サッカー少年団指導者					

公 職 (民生委員・児童委員歴を含む)	期 間		事 項				
	昭和 ○○年 ○○月 ○○日～ 平成 ○○年 ○月 ○○日		保護司				
	年 月 日～ 年 月 日	※公職とは、民生委員・児童委員、保護司、人権擁護委員、行政相談委員など、法に基づき国等から委嘱される職務です。					
	年 月 日～ 年 月 日						
職 歴 (直近3つを記載)	期 間		事 項				
	昭和 ○○年 ○月 ○日～ 昭和 ○○年 ○月 ○○日		(有) □□組 (会社員)				
	昭和 ○○年 ○月 ○日～ 平成 ○○年 ○月 ○○日		(株) △△建設 (会社員)				
	平成 ○○年 ○月 ○日～ 年 月 日		(株) ◇◇建設 (定年後再雇用)				
免 許 資 格	年	月	事 項		年	月	事 項
	S00	○	普通自動車運転免許				

【本人承諾欄】 民生委員・児童委員への推薦を承諾します。 令和 ○年 ○月○○日 住 所 函館市 ●●町 ○丁目 ○○番○○ー○○○号 氏 名 函 館 太 郎 (印)	※本人が署名する場合は押印不要です。
--	--------------------

≪ 以下については、該当する場合に推薦準備会において記載願います ≫

■年齢要件を超える方（民生委員・児童委員：75歳以上，主任児童委員（新任）：55歳以上，主任児童委員（再任）：65歳以上）を推薦する場合は，理由を記載願います。

年齢要件に該当する方の選出が困難な理由	例）候補者の担当地区は，高齢者の多い地区で，年齢要件を満たす候補者の選出が困難な状況にあるため。
年齢要件を超えていても候補者が適任だと考える理由	例）候補者は健康で行動的であり，町会の役員として積極的に活動し，地域の実情にも詳しく適任である。

■推薦準備会の地域外に居住する方を推薦する場合，適任と認められる理由を記載願います。

例）候補者は●●町に居住しているが，担当区域の△△町は近隣であるため地域の状況も把握しており，また，◇◇方面民児協の理解と協力も得られているため適任である。 例）候補者は前回の委嘱後に民児協の担当区域外である●●町に転居しているが，担当地域と近接地域に居住しているおり，転居前と同等の活動が期待でき，◇◇方面民児協の理解と協力も得られているため適任である。

(様式1)

令和 年 月 日

函館市民生委員推薦会委員長 様

町民生委員推薦準備会

委員長

民生委員・児童委員候補者の報告について

このことについて、別紙のとおり報告いたします。

記

- 1 民生委員・児童委員候補者推薦者数 _____人
- 2 民生委員推薦準備会開催年月日 令和 _____年 _____月 _____日
- 3 民生委員推薦準備会開催場所 _____
- 4 民生委員推薦準備会委員定数 _____人
- 5 民生委員推薦準備会出席委員氏名

氏 名	氏 名	氏 名

民生委員推薦準備会委員名簿

[連絡先 (TEL番号)

—

]

区 分	氏 名	住 所	役職名	備 考
委員長				
委 員				職務代理者
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				

※欠員補充の場合は，委員長の連絡先のみ記載

(様式2)

令和 年 月 日

函館市民生委員推薦会委員長 様

第 方面主任児童委員推薦準備会

委員長

主任児童委員候補者の報告について

このことについて、別紙のとおり報告いたします。

記

- 1 主任児童委員候補者推薦者数 _____人
- 2 主任児童委員推薦準備会開催年月日 令和 年 月 日
- 3 主任児童委員推薦準備会開催場所 _____
- 4 主任児童委員推薦準備会委員定数 _____人
- 5 主任児童委員推薦準備会出席委員氏名

氏 名	氏 名	氏 名

主任児童委員推薦準備会委員名簿

[連絡先 (TEL番号)

—

]

区 分	氏 名	住 所	役職名	備 考
委員長				
委 員				職務代理者
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				
同				

※欠員補充の場合は、委員長の連絡先のみ記載

区 分	民生委員 児童委員 ・ 主任児童委員	新任・再 任の区分		新任 ・ 再任	
(ふりがな)		男 ・ 女	生年 月日	S・H 年 月 日	
氏 名				(満 歳)	
住 所	(〒 -) 函館市			現 住 所 居住期間	S・H R 年 月 ～ 現在
担当区域	(第 方面)			電話 番号	自宅
				携帯	
職 業 (具体的に)				職場長 の了承	
家族構成 (同居)				前任者 氏 名	※再任の場合は「本人」と記載
社会福祉 への関心	※該当する分野を○で囲んでください。(複数選択可) ・ 分野：高齢者福祉 ・ 児童福祉 ・ 障がい者福祉 ・ 福祉全般 ・ その他 (その他の内容：) ・ 内容：				
健康状況	良 好 ・ 普 通		時間余裕	十 分 ・ 普 通	
地 域 活動歴 (町会・自治会 ・ PTA等の 役員など)	期 間		事 項		
	年 月 日～ 年 月 日				
	年 月 日～ 年 月 日				
	年 月 日～ 年 月 日				

公 職 (民生委員・児童 委員歴を含む)	期 間			事 項				
	年	月	日～					
	年	月	日					
	年	月	日～					
職 歴 (直近3つ を記載)	期 間			事 項				
	年	月	日～					
	年	月	日					
	年	月	日～					
免 許 資 格	年	月	事 項		年	月	事 項	

【本人承諾欄】				※本人が署名する場合は押印不要です。			
民生委員・児童委員への推薦を承諾します。							
令和 年 月 日							
住 所 函館市							
氏 名						(印)	

≪ 以下については、該当する場合に推薦準備会において記載願います ≫

■年齢要件を超える方（民生委員・児童委員：75歳以上，主任児童委員（新任）：55歳以上，主任児童委員（再任）：65歳以上）を推薦する場合は，理由を記載願います。

年齢要件に該当する方の選出が困難な理由	
年齢要件を超えていても候補者が適任だと考える理由	

■推薦準備会の地域外に居住する方を推薦する場合，適任と認められる理由を記載願います。

--